（第3種郵便物認可）　新聞定価月ぎめ4,590円　1部売り200円　☆28

今日の日刊工業新聞を朝イチでメール配信
NewsWave21
http://www.nw21.nikkan.co.jp/

2010年
7月16日
金曜日

日刊工業新聞

●購読のお申し込みは
フリーダイヤル
（東　京）0120-412346
（大　阪）0120-597117
（名古屋）0120-462346
（福　岡）0120-817120

MONODZUKURI
日本力
にっぽんぶらんど

民主党政権の目玉施策の一つ「新しい公共」―。国や自治体が担ってきた公共サービスのあり方を見直し、市民も提供者としてかかわっていく考え方だ。その担い手の働き方として期待されるのが「協同労働」。ところが、こうした働き方を後押しする法案作りが難航している。立ちはだかるのは日本の労働法制が長らく前提としてきた「労使」の概念。「雇用されない」新時代の働き方を広げられるかどうかは、既成概念の壁を乗り越えられるかにかかっている。（神崎明子）

「新しい公共」の担い手

協同労働

働く人が出資し起業

協同労働とは

協同労働とは企業に雇用されて働くのではなく、働く人たちが出資し合って起業し、経営にも参画する働き方。出資額によらず、一人一票の経営への決定権と責任を分かち合って主体的に働くのが特徴だ。協同組合を事業体とするケースが多く、代表格として知られるのが「労働者協同組合（ワーカーズコープ）」。日本ではこうした働き方を実践する人たちが3万人を超えるといわれ、協同労働による事業規模も年間300億円を超えると見られる。

協同労働の源流は、失業者や中高年者の仕事作りを目指す「事業団」など。新たな局面を迎えたのは2000年以降、相次いで公共サービス部門の民営化だ。行き過ぎた効率化や競争原理になじまない社会サービス分野で、市民が担い手となった新たな事業が相次ぎ誕生した。

「委託から自前の仕事作りへの広がり」（日本労働者協同組合連合会の古村伸宏専務理事）をもたらし、今や事業領域は福祉や就労、子育て支援から環境、食農分野まで多岐にわたる。地方自治体からは地域密着型の起業促進による経済活性化や雇用創出への期待も大きい。

また、働き手にとっては「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」実現にもつながる。

活躍領域は環境、食農から子育て支援まで多岐にわたる（宮城県大崎市のバイオディーゼル燃料事業「菜の花プロジェクト」の収穫風景＝静岡県御殿場市の「放課後児童教室」＝日本労協新聞提供）

環境・食農まで新事業続々

深層断面

「新しい公共」円卓会議であいさつする鳩山由紀夫首相（当時、1月27日の初会合＝官邸）

協同労働の協同組合・企業組合・NPO法人の違い

	協同労働の協同組合	企業組合	NPO法人
法人の目的	組合員の働く場の創出、地域社会の活性化、働く意思のある者の能力を有効に発揮できる社会の実現	組合員の働く場の確保、経営の合理化	特定の非営利活動を行うことにより、不特定かつ多数のものの利益の増進
事業	物品の製造・販売、サービスの提供、組合員の福利厚生、活力ある地域社会の実現を図るために必要な事業など	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業	医療福祉、まちづくり、環境保全など法律で規定する17分野の事業
設立の手続き	行政庁の認可などは不要	都道府県知事などの認可	都道府県知事などの認証
組合員などの資格	個人	原則として個人。投資事業有限責任組合などの団体も一定の条件の下で資格がある	制限なし
法人への出資	あり	あり	なし
法人税	30%（小規模組合は22%）	30%（小規模組合は22%）	・収益事業のみ課税 ・30%（小規模法人は22%）

政府の資料より

法制化を求める緊急市民集会（5日、東京・日比谷）

法制化阻む労使の概念

成立への道

協同労働への関心がかつてない高まりを見せる一方、浮かび上がってきたのが、こうした働き方を支援する法制度が整っていない実情だ。協同労働組合は人格が持てず税制上の優遇も受けられない。やむを得ず特定非営利活動法人（NPO法人）や企業組合法人の形態で活動するケースも多いが、いずれも設立理念が異なるため、活動の一層の広がりを阻む。

同じく「新しい公共」の担い手であるNPO法人の間からも、新たな法人格を求める声が上がる。途上国の子供の支援に取り組むNPO法人代表は「組織として自立するため、事業収益を上げるほど寄付金の割合が下がり、認定NPO法人へのハードルが高くなる」と話す。非営利でありながらも事業基盤が安定する「新たな法人格の必要性」（NPO法人代表）を訴える。

こうした中、超党派の議員連盟（坂口力会長＝元厚生労働相）の意思として、「協同労働の協同組合法案（仮称）要綱」が4月に取りまとめられた。事業母体に法人格を与え、法人税優遇を軽減。組合員（役員除く）は「労働者」として雇用保険法および雇用保険法が適用される」と明記した。

折しも時の政権は「生活第一、雇用安定」を掲げる民主党。先の通常国会に提出し、一気に成立へとなだれ込む構えだった。実現すれば協同組合法の世界では森林組合法制定以来、32年ぶりの新法。だが、実現には多くの壁が立ちはだかった。

各党の党内事情、政権交代に伴う政策決定プロセスの変更―。法案提出に至らなかった背景にはさまざまな事情があるが、最大の理由は「雇われない労働」をどうとらえるか、関係者の認識が深まっていないことだ。

「雇われない労働」認識薄く

とりわけネックは、組合員をいわゆる「労働者」とみなすかどうか。また、出資口数の多少にかかわらず平等な経営を目指しても、労働条件などの交渉などをめぐり、結局は「労使関係」が発生するのではないかとの指摘だ。

さらには、最低賃金を下回り「チープ・レイバー」の温床となるのではとの懸念もくすぶる。組合員の報酬を、分配可能利益の範囲内で従事分に応じて決めるとした場合、もし十分な分配利益がなければ、賃金が一定水準に達しない可能性を危惧する向きもある。

法制化を求める市民集会議の議長を務める笹森清氏（元連合会長）は、「全く新しい働き方を支援するための法律だが、組合員の「労働者性」を認める。その上で、労働者保護に必要な部分について、既存の法体系の網の中に入れる発想に基づけば、課題はおおねクリアできる」と話す。今後、関係各所からの指摘をもとに法案要綱に修正を加え、近く議連に再提示。今秋の臨時国会への提出を目指す。

都心を激しい豪雨が襲った7月5日の東京・日比谷―。新法成立を喜び合う場となるはずだった会合は、あらためて法案提出を誓い合う決起集会となった。議連事務局長の小宮山洋子議員（民主党）はあいさつの最後をこう締めくくった。

「なるべく早い時期に法律ができることをお約束します」。

労働者福祉中央協議会会長（元連合会長）笹森　清氏に聞く

「今の日本にこそ必要な法律」

資本と労働と経営―。これらが三位一体となることで、「雇用されない働き方」を実現する協同労働の協同組合法。その法制化を求める活動の先頭に立つのが元連合会長で現在、労働者福祉中央協議会会長の笹森清氏。かつて雇用労働界のトップにいた笹森氏が、なぜ今、「雇われない働き方」を推進するのか。

□■

―法案作りに取り組む背景には、どんな思いがあるのですか。

「現在の社会情勢と雇用現場の実情を見れば、今の日本にこそ必要な法律だからだ。戦後、日本は働く人の力を活用して復興を遂げた。その後の経済成長の基盤となったのは、生産性三原則に基づく労使協調だった。しかし、バブル崩壊以降、コスト削減、規制緩和の名の下で、経営側は自らその原則を捨ててしまった」

―雇用慣行も大きく変わりました。

「いくつもの段階を経て破壊し尽くされた雇用の世界に、雇用されない世界を作れるのか。その可能性を求めてみたかった。連合事務局長時代に『労働を中心とした福祉型社会』というビジョンを打ち出したことも、根底にあるかもしれない」

―紆余曲折を経て、今春には法案要綱の取りまとめに至りました。議論の最大の焦点は。

「新しい働き方の選択肢を提供する根拠法作りだから、一筋縄ではいかない。例えば組合員を『労働者』と見なすことについては何とか理解を得られても、『集団的労使関係』をめぐる見解の隔たりは依然、大きい。私はそもそも『雇い主』が存在しないのだから『労使関係』は生じませんよと訴えている。しかし、平等な経営を目指しながらも、形式的には労使が区別されるのではないかという懸念が強いのだろう」

―雇用されない働き方が広がる中、使用従属関係を前提とした従来型法制度がそぐわない場面が増えているようです。時代の変化に合わせた制度整備には何が必要ですか。

「もはや労働の現場にイデオロギーを持ち込んで、それで縛る時代ではなくなっている。そのことを認識するべきだ。ただ、それが困難なことは労働の世界の親分をやった私自身が一番よく分かっている。大切なのは、新たな働き方によって救われる人、地域があるという事実を見据えること。そして、それを広げていく後押しをすることではないだろうか」